

西宮市立中央病院医療ガス安全・管理委員会要綱

(設置)

第1条 西宮市立中央病院に医療ガス安全・管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、医療ガス（診療の用に供する酸素、各種麻酔ガス、吸引、医療用圧縮空気、窒素等をいう。）設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、つぎの者をもって構成する。

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 中央手術室部長 | ② 関係診療科医師 |
| ③ 薬剤部長 | ④ 臨床工学科技師 |
| ⑤ 手術室看護師長 | ⑥ 医療安全対策室看護師長 |
| ⑦ 総務課長 | ⑧ 総務課職員 |
| ⑨ その他 | |

なお、構成委員には麻酔科医師を必ず含めることとする。

2 委員会に委員長をおき、病院長が指名する医師がこれにあたる。

(業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- ① 監督責任者および実施責任者の選任
- ② 保守点検報告の承認
- ③ 保守点検記録の保存
- ④ 医療ガス設備の新設および増設工事、部分改造、修理等に当たっての試験、検査の実施確認
- ⑤ 医療ガスに関する知識の普及、啓発
- ⑥ その他医療ガスに関する事項

(会議)

第5条 委員会は委員長が主催し、年1回定期的に開催する。

2 委員長は必要に応じて、臨時の委員会を招集することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴取することができる。

(監督責任者)

第6条 監督責任者は、麻酔科医師のうちから委員会が選任した者がその職務を行う。

2 監督責任者は、実施責任者を指揮監督し、または自ら、別紙「医療ガスの保守点検指針」に基づき点検および試験、検査を行わなければならない。

3 監督責任者は、定期点検および試験、検査を実施した場合、速やかに委員長に対し、その結果を報告しなければならない。

(実施責任者)

第7条 実施責任者は、医療ガスに関する専門的知識と技術を持つ者のうちから委員会が選任した者がその職務を行う。

2 実施責任者は、監督責任者の命をうけ、別紙「医療ガスの保守点検指針」に基づき点検および試験、検査を行わなければならない。

3 実施責任者は、前項の実施結果を速やかに監督責任者に対し、報告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務課におく。

(委任)

第9条 この要綱に定めない事項については、委員長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年11月1日から実施する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程23条による改正付則)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程24条による改正付則)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。